

### 【参加者の要件】

- ・活動 2 週間前から、検温等により健康チェックを行うこと（活動を承認した団体に送付している健康チェックシートを利用のこと）。活動は発熱や風邪症状（咳や痰、鼻水など）のない者に限る。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を必ず利用する。ただし、使用の機種が本アプリに対応していない場合は除く。
- ・「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動指針」レベル 1-2 においては、本学に所属する学生のみ活動参加を可能とする。ただし指導者として入構する学外者(団体継続願に記載の者)がいる場合、事前に学生支援課([service1@nara-edu.ac.jp](mailto:service1@nara-edu.ac.jp))にメールにより届け出ること。
- ・学外での活動および本学以外の学生の参加については「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動指針」レベル 1-1 以下の状況で認める。学外での活動および本学以外の学生が活動へ参加する場合は、活動 2 週間前までに学生支援課へ申し出ること。申請があった場合、学生委員会により審議のうえ、可否を連絡する。なお、本学以外の学生の参加要件についても、本学学生と同様のものとする。

### 【活動時の留意事項】

- ・2m 以上の対人距離を取ること。団体全員で活動すると距離が取れなくなる場合、1 回の活動人数を制限すること。
- ・原則、接触を伴う活動、必要以上に大きな声での会話や応援は行わないこと。マスクを外して行う活動は、極力向き合わずに行うこと。
- ・呼吸数が著しく多くなるような運動は可能な限り屋外で行い、屋内で行う場合はより一層の距離を確保すること。
- ・当分の間、飲食を伴う行事は認めない。ただし、活動中に各人 2m 以上の距離を取ったうえでの水分・塩分補給は認める。なお、茶道部の活動については個別に定める。
- ・飲料、タオル等は各自で持参し、共有しないこと。ただし、熱中症（高体温、脱水、けいれん、失神）発症など緊急時の対応用に用意しておくことは可能。
- ・ボール等の道具を共用する場合は、使用前後に除菌シートやアルコール等で除菌すること。  
※アルコール等の設置については下記【施設使用に関する留意事項】を参照。
- ・課外活動のみを目的として通学する場合、活動が終わったら速やかに帰宅すること。学外での移動時を含め、活動前後の行動にも十分注意すること（複数名での飲食や近距離での会話を控えるなど）。
- ・「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動指針」レベル 1-1 以下になった場合も、学外での活動場所・内容が、活動する都道府県の自粛・休業要請を受けている業種・施設である場合は活動を認めない。
- ・熱中症について、下記 URL を参照のうえ十分注意すること。  
<https://www.nara-edu.ac.jp/students/activity/heatstroke.html>  
「奈良教育大学 熱中症について」と Web 検索しても閲覧できます。
- ・クラブ・サークルの核となる活動について、その性質上、学内でおこなうことが著しく困難である場合、十分な感染予防対策が可能であると認められるものに限り、「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動指針」レベル 1-2 においても特例的に学外での活動を可とする（学生委員会での審議）。

### 【施設使用に関する留意事項】

- ・ 課外活動施設での1回あたりの活動時間について、活動再開直後の1週間は2時間を上限とする。通常の活動時間が2時間より長い団体は、活動再開直後の1週間経過後、段階的に活動時間を通常に戻すこと。
- ・ 体育施設について、使用予定は施設ごとに使用団体間で調整のうえ、調整結果を使用1週間前までに学生支援課（service1@nara-edu.ac.jp）に所定の様式により提出すること。なお、再調整を求める場合がある。
- ・ 学生会館、サークル共用棟については、学生支援課で予約すること。
- ・ 体育施設について、1施設を複数団体が同時に使用しないこと。1日に時間帯を分けて複数団体が使用する場合は、団体同士の利用時間(練習前後の準備・更衣時間含む)を30分間空けること。  
Ex.) クラブA：13～15時練習・15時～15時30分片付け  
→クラブB：16時から使用可能
- ・ 更衣は体育館更衣室、グラウンド更衣室、サークル共用棟更衣室いずれかで行うこと（水泳部はプール更衣室での更衣も可能）。
- ・ 更衣室、シャワー室について、複数人で使用する場合は2mの距離を取り、必要以上の会話を控えること。
- ・ 更衣室は使用后、5分以上の換気を行うこと。
- ・ クラブボックスは荷物の保管場所として利用し、荷物の出し入れに必要最小限の時間・人数で利用すること。
- ・ 窓のある施設は窓を全開に、ない施設は入り口を開放した状態にすること。
- ・ 活動後は複数人が触れる箇所(ドアノブ、机等)を除菌シートやアルコール等で除菌すること。
- ・ 施設使用前後に石鹸で手洗いをするか、アルコールによる手指消毒をすること。
- ・ アルコール、ペーパータオルについて、体育館・弓道場・武道場・舞踊場・学生会館・サークル共用棟・講義棟練習室は各施設に設置する。体育館更衣室・グラウンド更衣室・サークル共用棟更衣室にも別途設置する。グラウンド・テニスコートで活動する団体はサークル共用棟更衣室およびグラウンド更衣室に別途、持ち出し用のアルコール、ペーパータオルを設置するので利用すること。また、利用後は必ず元の場所に返却すること。
- ・ 大学で準備するアルコール等には限りがあるため、適量・適切に使用すること。
- ・ トレーニングルームは、当分の間使用を禁止する。

### 【注意事項】

- ・ 本ガイドラインに反する活動が認められた場合は、当該団体の活動を一定期間禁止する。
- ・ 部員に対して活動への参加を強制しないこと。参加の強制があったことが判明した場合は、当該団体の活動を一定期間禁止する。
- ・ 学生支援課へ提出した課外活動計画書について、再開後の練習メニュー等に追加、変更が生じる場合は速やかに学生支援課に提出すること。提出されたものは学生委員会でも可否を判断する。
- ・ 新入生の勧誘について、インターネット上や学内掲示など非対面での団体紹介は認める。ピラ配りなど対面での勧誘活動は今年度は行わないこと。ただし、見学や体験は認める。見学や体験をする学生も同様の参加要件を満たしていること。

- ・団体内で新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者及び感染の疑いのある者が発生した場合は、至急、学生支援課(電話 0742-27-9130 または E-mail service1@nara-edu.ac.jp)へ連絡のうえ、活動を承認した団体に送付している活動報告書を提出すること。なお、平日 8 時 30 分～17 時 15 分以外に判明した場合、守衛室に連絡すること（電話 0742-27-9116）。
- ・本ガイドラインの内容は変更されることがある。常に最新のものを踏まえて活動すること。